

一般社団法人社会情報学会役員候補者選出規則（改定）新旧対照表

| 改定案 | 改定理由 | 旧規定 |
|---|---|--|
| <p>∫ (役員候補者選挙の公示日) 第4条 選挙の公示日は、役員の任期の終了する年の前年の7月1日とする。</p> <p>∫ (役員候補者選挙によって選出する役員候補者の員数) 第7条 会長が選挙の結果によって推薦する理事候補者は10名、監事候補者は1名とする。</p> <p>∫ (選挙の方法) 第10条</p> <p>∫ 2 選挙は、理事候補については3名連記、監事候補については1名を記した無記名投票によって行う。</p> <p>∫ (当選人) 第11条 前条の選挙の結果、理事候補者は得票数の順に上位10名、監事候補者は上位1名をもって当選人とする。</p> <p>2 理事候補者の得票順位10位に同得票数の者があ</p> | <p>公示日を変更するため</p> <p>定款変更によって、理事の員数が変更したため</p> <p>選挙結果によって推薦する理事候補者が減じたため</p> <p>同上</p> <p>同上</p> | <p>∫ (役員候補者選挙の公示日) 第4条 選挙の公示日は、役員の任期の終了する年の1月1日とする。</p> <p>∫ (役員候補者選挙によって選出する役員候補者の員数) 第7条 会長が選挙の結果によって推薦する理事候補者は15名、監事候補者は1名とする。</p> <p>∫ (選挙の方法) 第10条</p> <p>∫ 2 選挙は、理事候補については5名連記、監事候補については1名を記した無記名投票によって行う。</p> <p>∫ (当選人) 第11条 前条の選挙の結果、理事候補者は得票数の順に上位15名、監事候補者は上位1名をもって当選人とする。</p> <p>2 理事候補者の得票順位15位に同得票数の者があ</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>るとき、ならびに監事候補者の得票順位1位に同得票数の者があるときには、この法人の入会年月日の古い者を当選人とする。ただし入会年月日について、定款第9条乃至第11条の規定により会員の資格を有しなかった期間があるときは、その期間を除外して比較する。</p> <p>┆ (役員候補推薦委員会)</p> <p>第15条</p> <p>┆</p> <p>4 推薦委員会は、第6条に規定する選挙において被選挙権を有する者の中から、理事候補者<u>5名</u>および監事候補者1名を選出する。ただし、第3条第3項の規定により、理事候補者または監事候補者を選出するときは、欠員となっている役員の員数を選出する。この場合において、第6条ただし書き中「当該選挙の公示日において」とあるのは、「推薦委員会開催の日において」に読み替えるものとする。</p> <p>┆</p> <p>附則</p> <p><u>1 この規則（改正）は、2014年6月14日から施行する。</u></p> | <p>推薦委員会の審議を経て会長が推薦する理事候補者の員数が減じたため</p> <p>附則の追加</p> | <p>るとき、ならびに監事候補者の得票順位1位に同得票数の者があるときには、この法人の入会年月日の古い者を当選人とする。ただし入会年月日について、定款第9条乃至第11条の規定により会員の資格を有しなかった期間があるときは、その期間を除外して比較する。</p> <p>┆ (役員候補推薦委員会)</p> <p>第15条</p> <p>┆</p> <p>4 推薦委員会は、第6条に規定する選挙において被選挙権を有する者の中から、理事候補者<u>10名</u>および監事候補者1名を選出する。ただし、第3条第3項の規定により、理事候補者または監事候補者を選出するときは、欠員となっている役員の員数を選出する。この場合において、第6条ただし書き中「当該選挙の公示日において」とあるのは、「推薦委員会開催の日において」に読み替えるものとする。</p> |
|---|--|---|